

宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金 令和7年度

よくある質問（一般／学生枠）

【補助対象者について】

Q1：宇部 SDGs フレンズ会員に登録していなくても申請ができますか？

A：この補助金制度は、申請時点で宇部 SDGs フレンズに登録されていることが要件の一つになっています。宇部 SDGs フレンズに未登録でも申請書は可能ですが、事業を開始するまでに、宇部 SDGs 推進センターホームページから宇部 SDGs フレンズの会員登録を済ませてください。

詳しくは、宇部 SDGs 推進センターホームページをご覧ください。

➡ <https://www.ube-sdgs.jp/>

Q2：自治会は対象となりますか？

A：地域において SDGs を推進する活動をされているのであれば対象となります。

Q3：私たちは宇部市内において、複数の大学の学生が集まって活動している学生団体ですが、メンバーに市外の大学に属する学生がいますが、対象者となりますか？

A：その団体に市外の大学に属する学生が参画している場合であっても、その団体の拠点 が宇部市内にあり、市内で活動されているのであれば対象となります。

【補助対象事業について】

Q4：宇部市外で実施する事業は対象となりますか？

A：原則、宇部市内で実施される事業が助成対象となります。ただし、一部市外が含まれていても、事業を実施するためにその必要性があれば対象になる場合もありますので、事前にご相談ください。

Q5：交付決定前に開始している事業は補助対象になりますか？

A：原則、対象となる事業の開始は交付決定以降の着手になりますが、交付決定前に事前の準備を進められるのは問題ありません。ただし、補助対象となる経費については交付決定以降に購入、又は契約された経費が対象となります。

Q6：対象外になる事業として、「事業の主要な部分を他に委託する事業」とありますが、どのようなものですか？

A：実施事業の殆どを特定の民間事業者へ外部委託し、受託先の事業者が事業を実施するなど、申請団体が主体的に活動していない場合が該当します。

また、事業計画書の「連携する団体」に委託しても同じ扱いになります。

Q7：毎年定期的に行っているイベント事業は補助対象になりますか？

A：例年、定期的に行っている事業は補助対象にはなりません。

ただし、その既存の事業に新たな視点や、例年とは違った取組を加えた事業であれば、対象となります。

Q8：申請する事業は山口県から事業費の2分の1を補助してもらう予定ですが、残りの2分の1の自己負担部分について申請することは可能ですか？

A：申請できません。

当該申請事業に関して、市、又は国・県等の公的機関（行政機関の外郭団体）から一部であっても補助等を受けている場合には対象となりません。

募集要領「4. 補助の対象外となる事業」をご参照ください。

Q9：私たちの団体は、市から団体の運営費に対する補助をいただいておりますが、申請できますか？

A：補助金、助成金、委託料など、名目にかかわらず、申請団体（連携団体を含む）が市・県・国等から何らかの支援を受けられている場合には補助対象事業として認められません。

【補助金額について】

Q10：補助金の一部を前倒ししてもらうことはできますか？

A：補助金の交付については、基本、事業の終了後、実績報告書を提出していただいた後になります。ただし、資金繰り等、事業の実施上必要な場合には、交付決定額を上限に概算払いします。残りの金額については事業終了後に精算払いします。

Q11：異なる複数の事業であっても、申請する補助金の合計が20万円未満であれば複数の事業を申請できますか？

A：申請の受付期間中に複数の事業を応募する事はできません。複数の事業を統合して1つの事業として実施することが出来ないか、ご検討ください。
(募集要領「5. 補助金額」参照)

【補助対象経費等について】

Q12：どのような経費が対象、対象外となりますか？

A：募集要領の「7. 補助の対象となる経費」をご参照ください。
ただし、対象となる経費であっても、申請団体、及び「宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金事業計画書」(様式第1号の2)に記載されている「連携する団体」に支払われるものは対象になりません。

Q13：レンタルで導入した機器・機材は対象となりますか？

A：「宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金事業計画書」(様式第1号の2)に記載されている事業実施期間内での機器類のレンタル料は、助成金の対象となります。

Q14：パソコンやタブレット端末などの備品購入費は対象となりますか？

A：他の事業においても使用可能で、汎用性が高いため助成対象外となります。

Q15：物品の購入や印刷発注をインターネットで注文する予定ですが、補助対象となりますか？

A：インターネットからの注文であっても補助対象となります。実績報告時に領収書の添付が必要になりますので、領収書の保管をお願いします。

Q16：市内で移動するため電車やバスを利用した場合、領収書の発行はありませんが、補助対象経費として計上することは可能ですか？

A：電車やバスなどは領収書が出ないため、「日時、利用者、利用区間、利用金額、利用目的」などが分かる資料を作成してください。
なお、車移動等によるガソリン代については、私的使用による経費と事業にかかる経費が明確に区別できないので、対象外となります。

Q17：支払代金の銀行振込の手数料や、インターネットで購入する際の代引手数料は補助対象となりますか？

A：事業の遂行に対して直接支払うものではないので、対象となりません。（令和7年度から対象外となりました。）

募集要領の「7. 補助の対象となる経費」のうち、「※対象外となる経費」欄をご参照ください。

Q18：SDGsの普及啓発のため、販促物（ノベルティ）としてオリジナルボールペンを製作し、イベントで来場者に配布したいと思うが、製作する費用は対象となるか？

A：ボールペン自体は消耗品費ですが、特定の個人に配布するような物品の製作費については対象となりません。

ただし、その販促物（ノベルティ）の企画や試作等に係る経費については対象となります。

【申請方法について】

Q19：書類の書き方について不明な点があります。どこに相談すればいいですか？

A：市ホームページに記載例を掲載しています。

その他ご不明な点があれば、質問の受付期間中（4月7日～4月30日）に電子メールでお問い合わせください。

（連携共創推進課 メールアドレス：co-creation@city.ube.yamaguchi.jp）

Q20：申請書等を提出際の送付方法等に指定はありますか？

A：電子メールにて受け付けます。

（連携共創推進課 メールアドレス：co-creation@city.ube.yamaguchi.jp）

ただし、一度に受信できるメールの容量が限られていますので、メール容量のサイズは10MB以内でお願いします。万が一超える場合には、添付ファイルを分割するなどのご配慮をお願いします。

また、電子メールを送付した際には、行き違いを防ぐため、必ず「送った」という電話連絡を連携共創推進課（0836-34-8891）までお願いいたします。

Q21：複数の団体で事業を検討しています。申請の際は複数の団体で提出することになりますか？

A：申請は代表となる団体名で申請してください。その他の連携される団体については事業計画書（様式第1号の2）に団体名、役割等を記入する欄がありますので、そちらに必ずご記入をお願いします。
また、補助金は必ず申請者宛に振り込むこととなり、複数の団体に分割して振り込むことはできませんので、ご注意ください。

Q22：補助金の交付決定後、計画の変更等で一部収支予算計画書の金額の変更があった場合でも「宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金事業計画変更申請書」（様式第4号）を提出する必要がありますか？

A：「宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金事業計画変更申請書」（様式第4号）を提出する必要があるのは、事業計画書の内容に重大な変更があった場合です。事業の枠組みに係る大きな変更がある場合は、まずは連携共創推進課（0836-34-8891）までお問い合わせください。金額の減額だけなど軽微な変更であれば、提出する必要はありません。
ただし、やむを得ない理由により事業を中止される場合には、「宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金事業計画中止届」（様式第6号）を提出していただくとともに、既に補助金の概算払いを実行している場合には返納していただくことになります。

。

【補助事業の決定について】

Q23：申請すれば必ず補助金を交付していただけますか？

A：各団体からの申請状況にもよりますが、予算の範囲内で10事業程度のへの助成を予定しています。ただし、全体の申請金額が予算の範囲内であったとしても、選考の結果、審査基準点に達していない事業については採択いたしません。
なお、審査基準点に達していても、予算の範囲内で採点上位から採択しますので、採択されない場合があります。

Q24：審査結果は、どのように知らされるのか？

A：審査結果については、採択・不採択のいずれであっても申請団体宛に通知書を送付いたしますとともに、交付決定となった団体については、団体名、事業名、事業概要、交付決定額等をホームページ上で公表します。

【報告会について】

Q25：「報告会」とはどのようなことをするのか？

A：この「報告会」は、実施団体をはじめSDGsに取り組む様々なステークホルダーが交流し、より一層本市のSDGsを推進することを目的に開催するものであり、各事業者の取り組み状況を参加者の前で、ポスターセッション等で報告していただくものです。（令和8年1月予定）

開催日時、発表方法等の詳細については、時期が参りましたら改めて市の方から連絡させていただきます。

【支払いについて】

Q26：補助金を申請団体の代表者以外の口座に振り込むことは可能ですか？

A：特別な場合を除き基本できませんので、代表者名義の口座の届出をお願いします。

【補助金の精算】

Q27：事業費全体として40万円で、補助金を概算で上限額の20万円の交付を受けましたが、経費が予想外にかからず、精算した結果、事業費全体が30万円で、補助金確定額が15万円となりました。差額の5万円はどうなりますか？

A：額の確定後、市へ返納していただきます。